

沖縄県共同募金会公式ツイッター運用要項

(目的)

第1条 この要項は、沖縄県共同募金会（以下「本会」という）が **Twitter**（以下「ツイッター」という。）を県民への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本会公式ツイッターは、県内で様々な福祉課題に取り組む非営利団体に向けて各種助成金の情報を迅速に届けるとともに、共同募金に関する本会の取組や募金の活用状況などの情報を発信することにより、県民に共同募金への理解を広げることを目的とする。

2 本会公式ツイッターは、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信等を行わない。意見・問い合わせについては、本会代表電子メールにて受け付けるものとする。

(用語の定義)

第3条 この要項において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ツイッター

Twitter 社が提供する、140 文字以下の文章等を不特定のインターネット利用者に公開する手段をいう。

(2) 公式ツイッター

次条第1項に規定するユーザー名から発信するツイッターをいう。

(3) アカウント

ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名 (ID) をいう。

(4) ツイート

ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。

(5) リプライ

公式ツイッター以外のユーザーのツイートに返信をすることをいう。

(6) リツイート

公式ツイッター以外のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。

(7) 引用リツイート

ユーザーが、他人の投稿に自分のコメントを添えて投稿することをいう。

(8) フォロー

他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

(9) ダイレクトメッセージ

特定の利用者との間で交信する非公開のメッセージをいう。

(管理体制、権限及びユーザー名)

第4条 本会公式ツイッターの管理体制及び権限は、次の通りとする。

(1) アカウントの所有者：事務局長

- ① パスワード、ログイン認証設定等の管理
- ② アカウント運用メンバーの招待、解除
- ③ ツイート、リツイート、ダイレクトメッセージの送信

(2) アカウントの管理者：事務局長

- ① アカウント運用メンバーの招待、解除
- ② ツイート、リツイート、ダイレクトメッセージの送信

(3) アカウント運用メンバー（ユーザー）：事務局長を除く職員

- ① ツイート、リツイート、ダイレクトメッセージの送信

(表示名及びユーザー名)

第5条 本会公式ツイッターの表示名及びユーザー名（ID）は、次の通りとする。

- ① 表示名 社会福祉法人沖縄県共同募金会
- ② ユーザー名 @BokinOkinawa

(アカウント運用者の明示)

第6条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、本会公式ツイッターのアカウントを本会ウェブサイトにて明示する。

(公式ツイッター運用要項の明示)

第7条 本会公式ツイッターにおいて発信する内容及び発信方法等については、ツイッターのプロフィール欄にて明示する。

(掲載内容)

第8条 本会公式ツイッターでは、次の情報を発信することとする。

- ① 共同募金の取組
- ② 災害義援金の募集
- ③ 県内市町村共同募金委員会（支会・分会）の取組
- ④ 中央共同募金会及び各県共同募金会等の取組
- ⑤ 助成金申請の公募
- ⑥ その他、共同募金に関する情報で、アカウントの管理者が適当と認めるもの

(リプライの制限)

第9条 利用者によるコメントへの返信は、原則として行わない。

(コメント等の削除)

第10条 本会は、利用者による次に掲げる内容のコメント及びリンクを禁止し、予告なく削除することができる。

- ① ツイートの内容に関係がないと思われるもの
- ② 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- ③ 本会又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- ④ 政治及び宗教活動を目的とするもの
- ⑤ 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれがあるもの
- ⑥ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ⑦ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ⑧ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ⑨ 虚偽及び事実と異なるもの並びに噂に類するもの
- ⑩ 本人の承諾なく個人情報に特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- ⑪ 有害なプログラム
- ⑫ わいせつな表現等を含む不適切なもの
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、本会が不適切であると判断したもの

(運用要項の周知)

第11条 この要項は、本会のウェブサイトに掲載し、広く利用者に周知するものとする。

(免責)

第12条 本会は、利用者により投稿されたコメントについて、その正確性、完全性、合法性、その他の保証はしないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、本会は責任を負わないものとする。

2 本会は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、本会の故意または重大な過失によるものでない限り、責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要項の実施について必要な事項は、本会会長が別に定める。

付 則

この要項は、令和4年9月27日から施行する。